

○議長（茅沼隆文）

日程第9 報告第2号 専決処分の報告について（開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。

報告書説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

それでは、御説明申し上げます。報告第2号をご覧ください。

報告第2号 専決処分の報告について（開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成30年3月6日提出。開成町長、府川裕一。

1枚おめくりいただき、2枚目の専決処分書をご覧ください。

専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年2月7日、開成町長、府川裕一。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行により、同法を引用する開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

それでは、条例改正の経緯等についてを御説明いたします。

現在国では、保育事業に対応するため、保育環境の整備に積極的に取り組んでおり、その一環として国家戦略特別地域限定保育士、略称といたしまして、地域限定保育士資格を平成27年度に創設をしております。

神奈川県では、国家戦略特区していることを活かし、地域限定保育士制度を平成27年度に導入を既にしてございます。具体的には、児童福祉法に基づき都道府県ごとに現在は、年2回行われている保育士試験に加え、県独自に保育士資格試験を実施し、保育士資格を有する人材の確保に努めるものでございますが、当町ではこの動きに合わせ、通常の保育士資格を要件とする二つの事業の条例に対しまして、地域限定保育士を含める規程の改正を平成27年12月定例会議において御承認いただいているところでございます。

今回の改正は、地域限定保育士資格の根拠となる国家戦略特別区域法が改正され、

新たに国家戦略特別区域小規模保育事業に関する規定が加わったことによりまして、地域限定保育士について規定する条項の条ずれが発生したため、それを引用する二つの条例のそれぞれの規定について条ずれを反映させる改正を行ったものでございます。

なお、家庭的保育事業等については当該施設がないかと。それから、放課後児童健全育成事業においては、地域限定保育士の現在の活用がないことから、直接的な影響は生じてございません。

このような経過の中で本改正は、町長の専決処分事項に関する条例第2号の法令の改正に伴い、条例中の当該法令の条項を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないものと判断し、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

1枚おめくりいただき、条例をご覧ください。

開成町条例第1号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

第1条、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

左側が改正後、右側が改正前でございます。

第24条第2項、職員に関する規定の中で、地域限定保育士を任用する国家戦略特別区域法の条項を第12条の4第2項から、第12条の5第2項に改めたものです。

次のページをお開きください。

第2条、開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号、職員に関する規定の中で、地域限定保育士を任用する国家戦略特別区域法の条項を第12条の4第2項から第12条の5第2項に改めたものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、改正後の開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び改正後の開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成29年9月22日から施行する。

なお、適用日については、引用元の改正法施行日に合わせたものとしてございます。

説明は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、以上で報告第2号 専決処分の報告について（開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び開成町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。